

2023年5月15日

特別区長会

会長 吉住 健一様

特別区職員労働組合連合会

執行委員長 岩間 弘

2023年度夏季一時金等に関する要求書

日頃から、特別区職員の賃金・労働条件改善に向けて、ご尽力されていることに敬意を表します。

特区連は、3月13日に「2023年度賃金・労働条件改善に関する要求書」を貴職に提出し、急激な物価高騰に見合った賃上げ、不当に低い賃金水準の改善等を求めていますが、2023年度の夏季一時金の改善をはじめとする諸課題について、改めて要求をとりまとめました。

昨年の2022年勧告で、年間の支給月数が0.1月引上げ（再任用職員は0.05月引上げ）となったものの、2020年勧告で0.05月（再任用職員は0.05月）、2021年勧告で0.15月（再任用職員は0.05月）と2年連続削減された月数の半分の「回復」にしか至っていません。

会計年度任用職員は、2020年勧告0.05月、2021年勧告0.15月期末手当が削減され、2022年勧告は一時金の引上げを勤勉手当に割り振る勧告がされたことから、会計年度任用職員だけが一時金が改善されないという差別的扱いを受けました。

そもそも、特別区職員の一時金の支給月数は、公民比較の対象とする企業規模を切り下げる結果、不当に低く算出されています。人事委員会が行った昨年の民間給与実態調査でも、各特別区と同等規模である従業員1,000人以上企業の一時金支給月数は、4.93月分との結果が示されています。また、特区連が求めているように一時金の算定基礎を改善すれば昨年度は4.80月の計算になることからも、夏季一時金の引上げを求めるものです。

国や他団体の多くは、2018・2019年度について月例給の引上げがありました。特別区においては理不尽なマイナス勧告が実施された結果、民間・国・他団体と比較して不当に低い賃金水準となっています。一時金はその賃金水準をベースに算出されることから、特別区職員は2020年3月以降の一時金にマイナスの影響がもたらされています。

さらには、長期化するウクライナ戦争、トルコ・シリア大地震等緊迫が続く国際情勢は、原油や原材料価格の高騰を招き、物価は上昇し続け、国民生活をますます圧迫しています。賃金が引き上がらなければ、消費は一層冷え込み、事態は今後より深刻になることが予測されます。このような状況下においては、夏季一時金引上げを含む賃金引上げは切実な要求です。

以上の点を踏まえ、厳しい人員体制のもと、通常の業務の上に約3年もの長期に及ぶコロナ禍に耐え、区民の命を守り、暮らしを支えるため、懸命に働いている特別区職員の努力に報いるためにも、下記の要求に対して誠意ある回答と対応を求めるものです。

記

1. 2023年度夏季一時金について

- (1). 支給月数の算出において公民で算出基礎が異なっている現状や、急激な物価高騰と特別区職員の生活実態を踏まえ、支給月数を2.7月以上に引き上げること。
とりわけ、会計年度任用職員については期末手当で引き上げること。
- (2). 公民で算出基礎が異なる問題について、特別区人事委員会は「職務段階別加算が導入された結果として、公民の均衡が図られている」としているが、完全な較差の解消にはなっていない。職務段階別加算の適用範囲を全職員に拡大すること。
- (3). 勤勉手当を廃止し、期末手當に一本化すること。少なくとも国家公務員より勤勉手当の比率が高いことを是正するため、期末手当で引き上げること。
- (4). 期末・勤勉手当における「欠勤等の事由」及び換算日数を改善すること。
- (5). 「基準日主義」を改め、勤務実績等に基づく支給を行うこと。
- (6). 会計年度任用職員に勤勉手当が支給されるまでは、支給月数の不利益改定は翌会計年度とすること。

2. 2023年特別区人事委員会勧告について

- (1). 「人事委員会勧告制度」が労働基本権制約の代償措置とされていることや、「行政系人事制度改革の影響が賃金水準の公民比較に影響しないように公民比較方法の見直しについて人事委員会への要請を検討する」とした2022年度第4回給与改定団体交渉回答を踏まえ、特別区人事委員会に対し、以下の点について要請を行うこと。

- ① 公民比較において、現給保障者を対象から除外する特例的な措置を「一時的」としていることについては撤回すること。
- ② 公民の役職段階の比較対応関係について、職級統合など行政系人事制度改革に対応した見直しを行うこと。
- ③ 今年の勧告については、不当に低い月例給の水準の回復はもとより、全国一高い生計費を必要とする特別区の事情を十分に考慮した内容とし、精確かつ職員に対する説明責任を十分に果たすこと。
- ④ 民間・国・他団体より下回っている初任給を、直ちに引き上げること。
- ⑤ 政府・総務省の介入や指導に屈することなく、職員の利益保護機関としての使命を果たすこと。
- ⑥ 特別区労使の中立・第三者機関として、労使交渉の自主性を尊重し、そこへの介入となるような勧告及び「意見」の表明は行わないこと。一時金については、民間の支給月数の調査結果の公表にとどめること。
- ⑦ 2018年4月1日適用の「新給料表」で、行政職給料表（一）2級の最高号給が旧3級の最高号給に比べ8号、5,700円もカットされたことで生じた多数の最高号給適用者を解消するため、2級給料表の最高号給の月額を旧3級と同水準に戻すこと。また、医療職給料表（二）・（三）2級も同様とすること。
- ⑧ 定年退職後、無年金期間の生活を支えるに値する再任用賃金水準となるよう給料月額及び一時金を改善すること。

- ⑨ 行政職給料表（一）、医療職給料表（二）・（三）の再任用職員1級職の給料月額は、
旧2級職の給料月額以上の水準とすること。

3. 高齢期職員の給与について

- (1). 60歳超の職員の賃金について、60歳前と同様の職務職責を課すのであれば、同一労働同一賃金に則り、無年金期間の生活を支えるに値する賃金水準とすること。
- (2). 再任用職員の一時金の支給月数について定年前職員と同一にするとともに、扶養手当・住居手当等の支給を速やかに行うこと。

4. 回答について

この要求書に対する回答は、本年6月16日（金）までに行うこと。

以上